

令和5年度決算に基づく
中野区健全化判断比率等審査意見書

令和6年8月

中 野 区 監 査 委 員

6 中監第 5 7 4 号
令和 6 年 8 月 2 1 日

中野区長 酒 井 直 人 様

中野区監査委員	海老沢 憲 一
同	武 藤 英 一
同	山 本 たかし
同	平 山 英 明

令和 5 年度決算に基づく中野区健全化判断比率等審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき審査に付されました、令和 5 年度決算に基づく健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果、次のとおり意見を付します。

令和5年度決算に基づく中野区健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、区長から提出された令和5年度決算に基づく実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類とした。

第2 審査の期間

令和6年7月31日から同年8月14日まで

第3 審査の方法

審査は、区長から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかを関係帳票類との照合等を行うとともに、決算審査等の資料を参考にして実施した。

第4 審査の結果

- 1 健全化判断比率については、法に定める算定基準及び算定方法等に基づき適正に算定されていることを確認した。
- 2 算定の基礎となった書類については、適正に作成されていることを確認した。

健全化判断比率は、次のとおりである。

（単位：％）

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
中 野 区	—	—	－3.5	—
	(－3.78)	(－4.70)		(－82.4)
早期健全化基準	11.25	16.25	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

※ 表中の「－」については、実質収支額及び連結実質収支額が黒字の場合並びに実質的な将来負担額がない場合に「－」と表記している。なお、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率の欄の「（ ）」は、参考数値として記載した。

第5 意見

いずれの指標も、法により財政健全化に向けた取組が義務付けられる基準には達していない。

この結果に甘んじることなく、どのような環境変化があっても柔軟かつ積極的な区政運営ができる財政基盤の強化に向け、一層意を用いられたい。